

## はじめに

当会議は、本年1月、政府における情報保全に関する検討委員会から、我が国における秘密保全のための法制の在り方について意見を示すよう要請を受けた。

我が国では、近年、国民主権の理念の下、情報公開法制の整備をはじめ、行政の透明性の確保のための取組について積極的な検討がなされ、一定の成果を上げてきた。同時に、我が国を取り巻く厳しい国際情勢の下で国及び国民の利益を守るためには、政府による秘密保全を徹底することが極めて重要であり、当会議は、政府による秘密保全に係る措置の徹底が一面において国民の知る権利等と緊張関係に立ち得ることに留意しつつ、数次にわたる会議において議論を重ねてきた。

本報告書は、これらの議論を踏まえ、我が国の秘密保全法制の在り方について、当会議としての意見を示すものである。

## 第1 秘密保全法制の必要性・目的

我が国では、外国情報機関等の情報収集活動により、情報が漏えいし、又はそのおそれが生じた事案が従来から発生している。加えて、IT技術やネットワーク社会の進展に伴い、政府の保有する情報がネットワーク上に流出し、極めて短期間に世界規模で広がる事案が発生している。

我が国の利益を守り、国民の安全を確保するためには、政府が保有する重要な情報の漏えいを防止する制度を整備確立する必要がある。

また、政府の政策判断が適切に行われるためには、政府部内や外国との間での相互信頼に基づく情報共有の促進が不可欠であり、そのためには、秘密保全に関する制度を法的基盤に基づく確固たるものとすることが重要である。

しかし、秘密保全に関する我が国の現行法令をみると、防衛の分野では、自衛隊法上の防衛秘密や、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（以下「MDA 秘密保護法」という。）上の特別防衛秘密に関する保全制度があるが<sup>\*1</sup>、必ずしも包括的なものではない上、防衛以外の分野ではそのよ

\*1 自衛隊法は、自衛隊についての一定の事項であつて公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものを、防衛大臣が防衛秘密として指定することとしている（同法第96条の2第1項）。

MDA 秘密保護法は、日米相互防衛援助協定等に基づき米国から供与された装備品等に関する一定の事項を特別防衛秘密としている（同法第1条第3項）。

